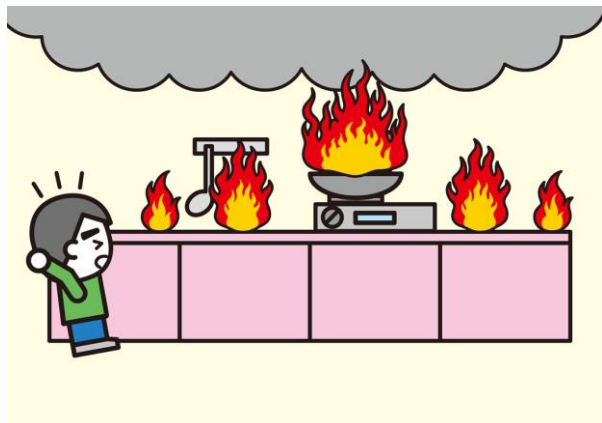


火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました



[法改正に至った経緯]

2016年12月22日に発生した新潟県糸魚川市大規模火災を受け、2018年3月28日に消防法施行令の一部が改正され、火を使用する設備または器具を設けた飲食店に消火器の設置が義務付けられました。

[対象] 火を使用する設備または器具を設けた飲食店

[期日] 2019年9月30日までに設置が必要

[消火器の設置義務が免除となる場合]

火を使用する設備または器具に次のいずれかの装置が設けられている場合

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置
- その他の危険な状態の発生防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置(例：圧力感知安全装置)

[消火器を設置するにあたって]

- 住宅用消火器ではなく、業務用の消火器を設置してください。
- 設置後は6か月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防機関へ点検結果報告する必要があります。

[点検について]

- 下記よりダウンロードしてご利用ください。

[総務省消防庁ホームページ](#)

[飲食店の消火器設置義務化\(リーフレット\)](#)

[お問い合わせ]

湖北地域消防本部 予防課

☎0749-62-5194 📠 0749-65-4450



